

公的年金からの特別徴収（年金差し引き）についてお知らせ

特別徴収とは？

年金からの差し引きにより国民健康保険税を納付していただく方法です。
それに対し、現金納付（口座振替も含む）のことを普通徴収といいます。



特別徴収の対象となる方

- ・世帯主が国民健康保険加入者であること。
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上であること。
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ・世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、受給している年金額の2分の1以下であること。

※世帯主が75歳になる年度については特別徴収されません。普通徴収（現金納付）となります。

特別徴収の方法

国民健康保険税は前年中の所得が確定する7月に本年度の保険税が確定しますが、保険税が確定するまでは仮の税額（仮徴収）を、保険税が確定したら（本徴収として）偶数月に年金から差し引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 仮 徴 収 → 各月の保険税額			← 本 徴 収 → 各月の保険税額		
●既に前年度から特別徴収が開始されている方 前年度2月の年金からの引き落とし額と同額 ●65歳に達し、新たに特別徴収が開始される方 前年度の保険税を基に計算 前年度の保険税 × 6分の1			(本年度確定保険税額 - 仮徴収額合計) ÷ 3回)		

※本年度保険税算定後、特別徴収から普通徴収（納付書・口座振替）に納付方法が変わる場合があります。

例）前年度より本年度の保険税が大きく増減した場合等

7月に本年度の国民健康保険税納税通知書を発送いたしますので、納付方法をご確認ください。

【裏面につづきます】

特別徴収の納付方法の変更申請について

国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）の対象となっている世帯は
申請により口座振替による納付（普通徴収）に変更することができます。

納付方法を変更することで年間の保険税額は変わりません。

納付回数は変わります（特別徴収：年6回（偶数月）→ 普通徴収：年8回（7月～2月）

- ・ 納付方法は口座振替のみです（納付書での納付の選択はできません）
- ・ 納付方法変更後、口座振替による納付で滞納が続いた場合（残高不足で口座から振替できなかった場合等）は、特別徴収に切り替えることがあります。
- ・ 特別徴収の停止ができるまでしばらく時間がかかります。

申出日の翌々月以降の最初の年金支給月から停止できます。

年金を停止したい場合下記のものをご持参の上、役場までご来庁ください。

【必要なもの】 ・ マイナ保険証（もしくは資格確認書） ・ 通帳 ・ 通帳印

国民健康保険税は確定申告の際、社会保険料控除の対象になります。

1月から12月までに納付された国民健康保険税は翌年の確定申告の際
社会保険料控除の対象になります。

- 納付書による納付・口座振替にて納付されたかたにつきましては
「納付額証明」を窓口にて交付します。
- 特別徴収（年金天引き）にて納付されているかたにつきましては、翌年1月下旬ごろ日本年金機構より発送いたします「公的年金等の源泉徴収票」に国民健康保険税の額が記載されておりますのでご利用ください。

特別徴収の対象となる年金

特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金で受給額が
18万円以上の年金です。

また、複数の年金を受給されている場合、下記年金保険者の優先順位により特別徴収される年金が決定されます。

複数の年金から重複して徴収されることはありません。

〈年金保険者による優先〉

1. 厚生労働省（旧：社会保険庁） が支給する年金
2. 国家公務員共済組合連合会 が支給する年金
3. 日本私学振興・共済事業団 が支給する年金
4. 地方公務員共済組合連合会 が支給する年金

何かご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

福智町役場 保険健康課 保険医療係（国民健康保険担当）
0947-22-7763（保険健康課直通）

